

調査票 1

| | |
|--------------|---------|
| 都道府県・政令指定都市名 | 010 浜松市 |
|--------------|---------|

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

| | |
|---------------|------------------------|
| 局 部 課 (室) 名 | 市民部 ユニバーサル社会・男女共同参画推進課 |
| 担 当 職 員 数 | 5 人 (専任 5 人、兼任 人) |

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

| | |
|-----------------|--|
| 名 称 | 浜松市男女共同参画行政推進連絡会 |
| 設 置 年 月 日 ・ 根 拠 | 平成 13 年 9 月 1 日 根拠: 浜松市男女共同参画行政推進連絡会設置要綱 |
| 長 の 役 職 | 副市長 |

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

| | |
|-----------|----------------------|
| 会 議 の 名 称 | 浜松市男女共同参画審議会 |
| 設 置 年 月 日 | 平成 15 年 4 月 1 日 |
| 構 成 員 | 10 人 (女性 5 人、男性 5 人) |

4 男女共同参画に関する計画

| | | | |
|--------------------|------------------------|--------------------|--------------------|
| 計 画 期 間 | 平成 20 年 4 月 ~ 30 年 3 月 | | |
| 名 称 | 浜松市男女共同参画計画 | | |
| 改定・見直しの予定時期 | 平成 30 年 4 月 1 日 | | — 未定の場合は〇をつけてください。 |
| 女性活躍推進法の推進計画と一体である | <input type="radio"/> | ※いずれか1つに〇をつけてください。 | |
| 女性活動推進法の推進計画と別に作成 | <input type="radio"/> | | |

5 男女共同参画に関する条例

| | | | | |
|--------------------------|----------------------|-------------------------|--|--|
| 有の場合 | 名 称 | 浜松市男女共同参画推進条例 | | |
| | 公 布 日 | 平成 14 年 12 月 17 日 | | |
| | 施 行 日 | 平成 15 年 4 月 1 日 | | |
| | 改 正 日 | 平成 20 年 4 月 1 日 | | |
| | 改 正 内 容 | 審議会は、委員10人以内で組織することとした。 | | |
| | 改正が予定されている場合、改正予定時期: | 平成 年 月 | | |
| 無の場合 ※どちらかに〇をつけてください。 | 制定等について検討中(あれば、具体的に) | | | |
| | 特に検討していない | | | |

調査時点コードを以下より選択してください

6 審議会等委員への女性の登用

| | | | |
|---|--------------------------------|---|---------------------------------|
| | 1:平成28年4月1日 | 2:平成28年5月1日 | 3:その他:平成年月日 |
| 目標値 | 平成 29 年度まで 35 % | 平成 年度まで % | |
| 根 拠 | 浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本方針 | | |
| 目標設定の対象である審議会等の範囲 | 法令または条例により設置されている審議会等 | | |
| 目標設定の対象である審議会等における登用状況 | 調査時点コード | 1 | 審議会等数(65)うち女性委員を含む審議会等数(58) |
| | 延総委員等数(1,010) | 延女性委員等数(288) | 女性比率(28.5) |
| 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況 | 調査時点コード | 1 | 審議会等数(65)うち女性委員を含む審議会等数(58) |
| | 延総委員等数(1,010) | 延女性委員等数(288) | 女性比率(28.5) |
| 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況(*) | 調査時点コード | 1 | 審議会等数(15)うち女性委員を含む審議会等数(15) |
| | 延総委員等数(506) | 延女性委員等数(119) | 女性比率(23.5) |
| 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況 | 調査時点コード | 1 | 審議会等数(6)うち女性委員を含む審議会等数(4) |
| | 延総委員等数(75) | 延女性委員等数(9) | 女性比率(12.0) |
| 目標値以外の目標設定 | 女性委員のいない審議会等の数:目標0 目標時期:平成29年度 | | |
| 女性登用方針 | 人材名簿作成の有無 | 有 <input type="radio"/> (公表 ・非公表 <input type="radio"/>) ・無 作成予定有 | |
| | 人材名簿が有る場合 | 掲載人数 | 134 人 (平成 28 年 4 月現在) |
| | そ の 他 | 人材育成事業の実施の有無 | 有 <input type="radio"/> ・無 |
| | | 委員の公募 | 有 <input type="radio"/> ・無 |
| | | そ の 他 | () |

注(*) 平成28年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの(参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

7 女性公務員の採用・登用状況

調査時点コードを以下より選択してください

(1)-1管理職の在職状況

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|-------------|-----------------|-------------|---------|----------|------|-------|----------|------|-------|----------|------|------|
| | | 1:平成28年4月1日 | 2:その他:平成年月日 | | | | | | | | | | |
| | 管理職総数(※) | 女 性 管 理 職 の 内 訳 | | | | | | | | | | | |
| | | (人) | うち女性管理職数(人) | 女性比率(%) | 部局長相当職 | | 次長相当職 | | | 課長相当職 | | | |
| | (A)=(C+E+G) | (B)=(D+F+H) | (B/A) | (人) | うち女性数(D) | 女性比率 | (人) | うち女性数(F) | 女性比率 | (人) | うち女性数(H) | 女性比率 | |
| 本庁 | 計 | 206 | 17 | 8.3 | 36 | 1 | 2.8 | 53 | 4 | 7.5 | 117 | 12 | 10.3 |
| | うち一般行政職 | 172 | 11 | 6.4 | 31 | 1 | 3.2 | 45 | 3 | 6.7 | 96 | 7 | 7.3 |
| 支庁・地方事務所等 | 計 | 74 | 12 | 16.2 | 7 | 1 | 14.3 | 14 | 7 | 50.0 | 53 | 4 | 7.5 |
| | うち一般行政職 | 58 | 5 | 8.6 | 7 | 1 | 14.3 | 7 | 1 | 14.3 | 44 | 3 | 6.8 |
| 全体 | 計 | 280 | 29 | 10.4 | 43 | 2 | 4.7 | 67 | 11 | 16.4 | 170 | 16 | 9.4 |
| | うち一般行政職 | 230 | 16 | 7.0 | 38 | 2 | 5.3 | 52 | 4 | 7.7 | 140 | 10 | 7.1 |
| 再掲 | 警察関係 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 教育委員会 | 17 | 2 | 11.8 | 1 | 0 | 0.0 | 2 | 0 | 0.0 | 14 | 2 | 14.3 |

注(※) 管理職総数の欄は自動計算されますので入力しないでください。

(1)-2職務上の地位別職員在職状況

選択してください その他: 平成 年 月 日

Table with columns for position (課長補佐相当職, 係長相当職), gender (うち女性数), and ratio (女性比率). Rows include 本庁, 支庁・地方事務所等, 全体, and 再掲.

(1)-3新規昇任者数

平成27年4月1日～28年3月31日

Table showing new appointments by position and gender. Columns include 課長相当職, 課長補佐相当, and 係長相当職, with sub-columns for gender and ratio.

(1)-4昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

考慮要素としている事項すべてに○を記入してください。

Table for selection criteria with columns for performance, exam results, recommendations, experience, long-term training, long-term work experience, personal wishes, and other specific items.

(1)-5昇任・昇格試験の受験者数

平成27年4月1日～28年3月31日

Table showing the number of candidates for promotion and grade exams, categorized by exam type.

(2)女性公務員の採用状況

平成27年4月1日～28年3月31日

Table showing recruitment statistics for female public employees, including total numbers and ratios by position and grade.

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

※複数の施設がある場合、2件目以降は、次のシート(調査票1(2))に記載してください

Form for facility information including name, location, management details, staff count, and main activities. Includes a list of activities like information provision, seminars, and support services.

14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況

※該当するものに○をつけてください。

| 項目の設定 | 国の取組に準じた設定 |
|-------|------------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

↓ 上記1～4で「○」の場合は、下記の「具体的項目」で該当する項目欄に○を付けてください。

| | 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定 | 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定 | 3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定 | 4 その他の公共調達における男女共同参画等の項目の設定 |
|---|---|------------------------------------|---|-----------------------------|
| ① | 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という。)に基づく「ユースエール」認定を取得 | | | |
| ② | 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象) | | | |
| ③ | 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象) | | | |
| ④ | 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得 | | | |
| ⑤ | 役員に占める女性割合に関する項目 | | | |
| ⑥ | 管理職に占める女性割合に関する項目 | | | |
| ⑦ | 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等) | | | |
| ⑧ | 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等) | | | |
| ⑨ | ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組 | | | |
| ⑩ | 短時間正社員制度の導入 | | | |
| ⑪ | 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組 | | | |
| ⑫ | ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①～④を除く) | | | |
| ⑬ | その他 | | | |

15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

| | | 企業の登録・認定・認証制度 | 企業の表彰制度 |
|-------|---|---------------|---------|
| 実施の有無 | | | |
| 1 | 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得 | | |
| 2 | 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象) | | |
| 3 | 役員に占める女性割合に関する項目 | | |
| 4 | 管理職に占める女性割合に関する項目 | | |
| 5 | 役員や管理職への女性の登用促進のための取組 | | |
| 6 | その他「登用促進等」に関する項目 | | |
| 7 | 仕事と育児・介護を両立するための取組 | | |
| 8 | ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組 | | |
| 9 | 短時間正社員制度の導入 | | |
| 10 | 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組 | | |
| 11 | ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く) | | |
| 12 | その他 | | |

→ 「企業の登録・認定・認証制度」有りの場合、具体的名称:

→ 「企業の表彰制度」有りの場合、具体的名称:

16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

| | | | |
|---|---------------|---|----------------------------------|
| 1 | ある | → | 女性活躍推進法第23条の「協議会」に該当する場合、その具体的名称 |
| 2 | 現在はないが、今後検討する | | その他の場合、その具体的名称 |

17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

| 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表 | 有 ○ 無 | 名称 |
|---|-------------|---|
| 公表周期 | | 年 不定期 |
| 公表主体 ※該当するものに○をつけてください。 | | 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他) |

18 平成28年度実施予定事業

※該当する予定事業がない場合は、記入欄に記入しないでください。

| 名 称 | 事 業 内 容 等 | 参加予定者数 | 時 期 |
|---|--|--------|---|
| 1. 広報啓発 ・ 浜松市民フォーラム ・ パネル展示 ・ 情報誌「ハーモニー」の発行 ・ 働く先輩女性社員に聞く！就活前のプチサロン ・ 男女共同参画週間啓発事業 ・ 女性に対する暴力をなくす運動啓発事業 ・ DV防止啓発講演会 ・ | 市民向けに講演会を開催(委託業務) 男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動中に掲示 情報誌を関係機関等に配布 就職前の女子大生を対象に働き続けることの大切さを啓発 男女共同参画週間に浜松駅構内や周辺で街頭広報を行う。 DVの防止週間に大型ショッピングセンターで広報を行う。 市民向けに講演会を開催 | 50名 | 年1回 6月、11 2月 12月 6月 11月 11月 |
| 2. 講座 ・ こらぼ講座 ・ はままつ女性カレッジ ・ 小中学校のための男女共同参画学習 ・ 働く女性の活躍支援事業「働き女子のナイトミーティング」 ・ 女性起業家育成講座 ・ | 学習会に講師を派遣する 地元で活躍できる人材の育成を目標として開催 副読本を活用し、職業における性別役割分担意識についてグループ 討議を行うなかで、男女共同参画の必要性を学ぶ(委託業務) 職業生活を営む女性がその個性と能力を十分に発揮できるよう、全 6回の講座を開催し、働く女性の職業生活を支援する。 起業を考えている女性を対象に起業家育成講座を開催する(委託業務) | 16名 | 通年 8月～2月 |
| 3. 相談事業 ・ 悩みごと相談 ・ 男性相談 ・ 法律相談 ・ 就労支援相談 ・ DV相談専用ダイヤル ・ | 女性相談員が対応。DV・セクハラにも対応(委託業務) 家庭の問題、仕事の悩みなど、男性相談員が対応する(委託業務) 法的トラブルで困っている女性を対象に、女性弁護士による無料法 律相談を実施(委託業務) 働く上で知っておくべき権利・義務、働き続けるためのライフプランニ ングなどの相談に女性社会保険労務士が対応(委託業務) DV相談の第一歩としての相談専用電話(委託業務) | | 通年 通年 通年 通年 通年 |
| 4. 情報収集・提供 ・ 各種情報発信等 ・ 図書の貸出 ・ | 男女共同参画推進のため、幅広く情報の収集を行うとともに、市民 に対して情報を的確に発信。ホームページ、ブログ等の電子媒体や 情報誌など。主に男女共同参画・文化芸術活動推進センターにて実 施。 啓発講座の内容をより深めてもらう等のため、男女共同参画に関す る図書の貸出を行っている。男女共同参画・文化芸術活動推進セン ターにて実施。 | | 通年 通年 |
| 5. 苦情処理 ・ 苦情処理検討委員制度 ・ | 男女共同参画に係る人権及び推進施策に関わる苦情に対応 | | 通年 |
| 6. 交流促進 ・ 男女共同参画週間フェスタ ・ 三遠南信地域女性交流事業 ・ はままつ働く女性活躍応援ネットワーク ・ | 女性団体や男女共同参画を推進する市民団体の代表者が集い、活 動報告や交流を深める。(委託業務) 飯田市、豊橋市、浜松市の女性団体の交流を図る。 企業の発展を担う中堅女性職員による異業種交流会を実施し、働く 女性のキャリアアップやネットワークづくりを支援する。 | | 6月 11月 随時 |
| 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ ・ | | | |
| 8. 国際交流・海外派遣事業 ・ ・ | | | |
| 9. 調査研究 ・ 男女共同参画に関する市民意識・実態調査 ・ | 次期計画策定の基礎資料となる、現状認識と問題把握のための調 査を市民及び事業所を対象に実施する。 | | 11月 |
| 10. その他 ・ ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 ・ 市職員研修 ・ 男女共同参画パートナーシップ委託事業 ・ 人材養成国内研修派遣事業 ・ ワーク・ライフ・バランス等推進事業所認証事業 ・ | 事業所にワーク・ライフ・バランスアドバイザーを派遣する。 課において男女共同参画推進を担当する職員(リーダー職員)、新任管 理者、教職員、保育士及び幼稚園教諭等を対象に男女共同参画を 推進する研修を実施する。 市民団体との協働による事業の実施 NWECC等で開催される研修に市民を派遣 ワーク・ライフ・バランス等に積極的に取組を推進している事業所を 表彰。 | | 通年 7月、8 月、12 月、1月 通年 8月 |

19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

※該当する時点の番号に○をつけてください。

3.その他⇒ご記入ください 【その他: 平成 年 月 日】

| 議 会 名 | 浜松市議会 | |
|--|---|---|
| 問1. 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休や欠席の事由として出産の文言が明示されたもの)がありますか。1～3のいずれか一つを選択してください。 | 1.欠席事由として明記した規定がある。 | 1 |
| | 2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 | |
| | 3. その他(欠席の例がない, 不明等) | |
| 問2. 問1. で、1を選択した場合にお伺いします。「欠席事由として明記した規定」とは、どのような規定ですか。1～3のうちいずれか一つを選択してください。 ※標準会議規則については下記を参照してください ※標準会議規則と、全く同じでなくても、条文の構造が同じであれば「同様」を選択してください。 | 1.標準都道府県議会会議規則と同様。 | 2 |
| | 2.標準市議会会議規則又は、標準町村議会会議規則と同様。 | |
| | 3.その他 | |
| 【参考】 標準都道府県議会会議規則 第二条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 標準市議会会議規則 第2条 ② 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 標準町村議会会議規則 第二条 2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 | | |
| 問3. 議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定がありますか。1～3のうちいずれか一つを選択してください。 ※()内は例示であり、これ以外の事由でも仕事と生活の両立の観点から明示した規定があれば1. を選択してください。 ※出産に伴う欠席と同じ条文で明記している場合には、本問の回答にも、「規定がある」と回答してください。 | 1.明記した規定がある。 | 3 |
| | 2.明記した規定はないが、運用上仕事と生活の両立のための欠席を正当な欠席事由と認めている。 | |
| | 3. その他 | |
| 問4. 問3で1を選択した場合にお伺いします。当該規定(規則、条例等)の該当部分の規定を記入(または添付)してください。 ↓ ※ 条 項 号まで記入してください。 | | |
| 規 則 名 | | |
| 該当部分の条文(本文)を記入又は以下に添付してください。 | | |
| | | |

政令指定都市名

010 浜松市

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に○をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)

平成28年4月1日現在

平成28年5月1日現在

その他:平成 年 月 日現在

1 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

* 調査実施時に設置義務のある審議会等のうち、平成28年3月に内閣府で把握したものを掲載しています。

新たに追加・変更・廃止等がありましたら、下記の表に追記のうえ、委員数等を記入してください。

| | 審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください) | 委員総数 (人) | うち 女性委員数 (人) | 女性委員の割合 (%) | 備 考 |
|------------|---|-------------|-----------------|----------------|-----|
| 1 | 市町村防災会議(会長を含む) | 30 | 2 | 6.7 | |
| | 市町村防災会議(委員のみ) | 29 | 2 | 6.9 | |
| 2 | 民生委員推薦会 | 10 | 5 | 50.0 | |
| 3 | 国民健康保険運営協議会 | 10 | 4 | 40.0 | |
| 4 | 地方社会福祉審議会 | 29 | 10 | 34.5 | |
| 5 | 土地利用審査会 | 7 | 3 | 42.9 | |
| 6 | 障害者に関する審議会その他の合議制の機関 | 30 | 7 | 23.3 | |
| × | 7 公害健康被害認定審査会 | | | | |
| × | 8 損害評価会 | | | | |
| × | 9 地方港湾審議会 | | | | |
| 10 | 土地区画整理審議会 | 28 | 1 | 3.6 | |
| 11 | 建築審査会 | 7 | 3 | 42.9 | |
| 12 | 開発審査会 | 5 | 2 | 40.0 | |
| 13 | 介護認定審査会 | 280 | 72 | 25.7 | |
| 14 | 精神医療審査会 | 15 | 3 | 20.0 | |
| 15 | 市町村国民保護協議会 | 29 | 1 | 3.4 | |
| × | 16 地方独立行政法人評価委員会 | | | | |
| 17 | 感染症診査協議会 | 9 | 1 | 11.1 | |
| 18 | 市町村都市計画審議会 | 14 | 4 | 28.6 | |
| × | 19 市街地再開発審査会 | | | | |
| × | 20 障害程度区分認定審査会 | | | | |
| × | 21 児童福祉審議会 | | | | |
| 22 | 行政不服審査会 | 3 | 1 | 33.3 | |
| 合 計 | | 506 | 119 | 23.5 | |
| 女性委員0の審議会数 | | 0 | | | |

2 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

| | 委員会等名 | 委員総数 (人) | うち 女性委員数 (人) | 女性委員の割合 (%) | 備 考 |
|------------|--------------|-------------|-----------------|----------------|-----|
| 1 | 教育委員会 | 5 | 2 | 40.0 | |
| 2 | 選挙管理委員会 | 4 | 1 | 25.0 | |
| 3 | 人事委員会又は公平委員会 | 3 | 0 | 0.0 | |
| 4 | 監査委員 | 4 | 0 | 0.0 | |
| 5 | 農業委員会 | 50 | 4 | 8.0 | |
| 6 | 固定資産評価審査委員会 | 9 | 2 | 22.2 | |
| 合 計 | | 75 | 9 | 12.0 | |
| 女性委員0の委員会数 | | 2 | | | |